

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和4年3月8日（火曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後1時57分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 加嶋 辰史、石田憲太郎、星見 健蔵、横山 明 秋山 智博、砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	主査兼議事係長 毛利 元 調査係主事 福田 佳菜		
出席説明員	<p>【総務部】</p> <p>総務部長 浅井 俊彦 次長兼総務課長 富田 恵子 総務課公文書管理室長 有元 薫治 総務課課長補佐 蔵増 彩 次長兼行財政改革課長 河口 正博 行財政改革課課長補佐 宮崎 学 次長兼職員課長 塩谷 範夫 職員課課長補佐 藤田 浩一 次長兼検査契約課長 下田 俊介 検査契約課課長補佐 河上 昌輝 次長兼財産経営課長 一村 泰志 財産経営課課長補佐 中村 和範 資産活用推進課長 戸田 昭弘 資産活用推進課課長補佐 福井 一郎</p> <p>【総務部 税務・債権管理局】</p> <p>税務・債権管理局長兼市民税課長 坂本 宏仁 次長兼収納推進課長 吉田 彰克 収納推進課課長補佐 池原 章博 固定資産税課長 中島 辰哉 固定資産税課課長補佐 山本 泰史 市民税課課長補佐 谷本 泰志</p> <p>【総務部 人権政策局】</p> <p>人権政策局長兼人権推進課長 武田 敏男 人権推進課課長補佐 太田奈津美 男女共同参画課長 池上 朱美 男女共同参画課課長補佐 蜂谷 知哉 中央人権福祉センター所長 川口 寿弘 男女共同参画センター所長 安本 哲哉</p> <p>【危機管理部】</p> <p>危機管理部長 乾 秀樹 危機管理課長 植田 孝二 危機管理課参事 岸本 誠 危機管理課課長補佐 太田 瑞穂</p>		

	<p>【企画推進部】</p> <p>企画推進部長 高橋 義幸 企画推進部経営統轄監 河井登志夫 次長兼政策企画課長 渡邊 大輔 政策企画課課長補佐 平田 政志 政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 上田 貴洋 秘書課長 山根康子郎 秘書課広報室長 松本 縁 文化交流課長 福山 博俊 文化交流課課長補佐 小清水晃子 国際交流プラザ所長 大田 斉之 情報政策課長 山根 寿彦 情報政策課課長補佐 松田 仁史 情報政策課課長補佐 田淵 聡</p> <p>【監査委員事務局】</p> <p>事務局 長 富山 茂 局長補佐 富田 久人</p> <p>【選挙管理委員会事務局】</p> <p>事務局 長 小嶋 宏 事務局次長 馬場 睦雄</p> <p>【出納室】</p> <p>会計管理者 中村 理人 出納室室長補佐 井上 拓也</p> <p>【市議会事務局】</p> <p>事務局 長 森山 武 事務局次長 植田 光一</p>
傍 聴 者	1人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、おはようございます。

（ ） おはようございます。

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の日程でございますが、総務部・危機管理部、企画推進部、各種委員会等の順で、先議分以外の審査、報告、その後、令和4年度当初予算の質疑を行います。

令和4年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行いますので、御承知ください。なお、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

それでは、まず、浅井総務部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○浅井俊彦総務部長 委員長。

◆吉野恭介委員長 浅井総務部長。

○浅井俊彦総務部長 総務部長の浅井でございます。本日は、審議のほうよろしくお願ひいたします。委員長がおっしゃいましたとおり、先議分につきましては説明をさせていただいております。

ましたけれども、本日追加の提案ということで、3点議案を提出させていただいております。補正予算につきましては、総額は2億281万2,000円ということでございます。総務部の所管の関係が2件で、職員費と庁舎管理費、これは、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大に伴います時間外手当、あるいは保健所の電話代、通信運搬費の増額の補正ということでございます。残りにつきましては、約1億5,000万円、これはPCR検査や、1月～3月に追加の検査が必要となっております。こちらの費用に充てさせていただくという内容でございます。そのほかに、2つの条例の改正案について御説明申し上げた後に、一般質問等でも質問いただいておりますけれども、令和4年から5年間の新しい定員適正化計画の案につきまして、職員課のほうから御報告させていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、早速、議案審査に入ります。先議分以外につきましては、前回の委員会で御説明をいただいております。

議案第40号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 議案第40号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第40号鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号鳥取市特別会計条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第41号鳥取市特別会計条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第41号鳥取市特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛

成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号鳥取市税条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第42号鳥取市税条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第42号鳥取市税条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号鳥取市住宅新築資金等貸付条例の廃止について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 次に、議案第48号鳥取市住宅新築資金等貸付条例の廃止についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第48号鳥取市住宅新築資金等貸付条例の廃止についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 次に、議案第51号鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。今回の改正の時期についてお伺いします。全国的にこういった改正がなされる時期なのか、本県でこういう流れがあるのか、随時、適時変えていくとは思

うんですけれども、日本全体でこういうことが起こるタイミングが、この令和4年の4月1日だったのか、その辺を確認させてください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田危機管理課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。このたびの改正につきましては、全国的には多くの、消防庁からも、令和4年度からの改正を標準といいますか、そういうような通知も出ております、はい。一部には、前倒しをすることは差し支えないということも付記されておりますが、基本的には令和4年度からでございます。県内においては、多くの市町村が、この4月から、令和4年度の4月から改正という動きがありますが、一部の町におきましては、他の県内市町村の動向を見ながら、令和4年度以降に改正したいというような意向を持っているという町もあるというふうには承知しております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質疑ありますか。

◆星見健蔵委員 はい。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 すみません。昨日も総括質疑の中で出されておったことですが、1日7時間45分を基本とするということで、出動手当、7,000円～8,000円程度の額をとということで記載がなされております。これは、1日7時間45分を基本としながら、4時間とか5時間とか、それ以下の出勤に関しては、どういう計算になるのかということをお聞かせください。

○植田孝二危機管理課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田危機管理課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。1日7時間45分というのは、あくまで日額を設定する際の想定でございます。出勤報酬につきましては、これが仮に長くても短くても1日と、例えば3時間であっても、時間割にするようなことはございません。1回、その災害について、その日に出勤しましたら、その1日分の日額の報酬が支払われるということになっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質疑はございますか。はい。質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第51号鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号包括外部監査契約の締結について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第55号包括外部監査契約の締結についての質疑を行います。本

案について、委員の皆様から質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第55号包括外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第66号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の御説明をお願いいたします。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。どうぞよろしくお願いをします。それでは、お配りをしております資料4、右肩ですね、A4横でございます。こちらの資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、2ページでございます。歳入、款・項・目、地方交付税でございます。補正額が1億7,757万1,000円ということでございます。補正後額が19億9,117万5,000円、こちら、特別交付税になります。今回の追加でお願いをさせていただきます予算の一般財源部分ということになります。

それから、その下でございます。款・項、国庫補助金、目が総務費国庫補助金でございます。補正額が2,524万1,000円ということでございます。こちら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、各省庁分の交付金を充てるということでございます。こちらにつきましては、令和3年度に省庁分として充てれる金額の全額をここで計上させていただくということでございますので、対象としましては、時間外手当等に関するものに計上したいというふうに考えております。

以上、歳入の説明でございました。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。続きまして、歳出の説明のほうをさせていただきます。次のページの3ページでございます。予算書12ページ、それから、事業別概要は7ページの上段でございます。総務費、総務管理費、一般管理費、職員費（一般職）のうち、新型コロナウイルス感染症対応職員費でございます。補正額は5,048万1,000円でございます。

います。こちらのほうは、先ほど総務部長のほうから説明ありましたが、新型コロナウイルスの感染者が急増しておりまして、それに伴う保健所の職員、また兼務職員、それから応援職員の時間外、それからその他、その他の手当の金額でございます。内訳としましては、時間外が4,444万9,000円、その他の手当が603万2,000円ということでございます。以上です。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、一村次長。

○一村泰志総務部次長兼財産経営課長 はい。財産経営課、一村です。同じく資料4のその職員費の下、財産管理費、庁舎管理費を御覧ください。事業別概要は7ページ下段となります。内容は、保健所の増加した電話料金について、110万円の補正をお願いするものです。保健所には、コロナの感染対策用として、電話回線を5回線設置しております。9月～12月までの落ち着いていた期間については、平均して、大体月に3万円程度の電話料金だったんですけど、本年1月の電話料金請求を確認しましたところ、約50万円余りといった形になっておりました。オミクロン株の流行に伴う疫学調査ですとか、市民からの電話相談の対応などにより増加したものと考えられます。恐らく、2月、3月についても、同様な傾向が続くものと考えられます。前回、提案させていただいた先議分と一緒に御審議いただければよかったですけど、料金、金額が分かったのが、前回の委員会の開催以降ということもございまして、大変申し訳ありませんが、追加提案とさせていただきます。はい。

以上が、2月追加補正予算に係る説明でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。歳入のとこなんですけど、省庁分で今年度充てられるもの全額を今回充てましたっていうような説明だったかと思うんですけど、この省庁分についても鳥取市の、何か全体枠っていうんですかね、そういうものがあるんでしょうか。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。行財政改革課、河口でございます。省庁分につきましても、基本的には、省庁分というのは、例えばPCR検査の使ったもの、これ、2分の1が、まず補助金で入ります。その残りの2分の1は、後から省庁分として国から頂けると、頂いたその2分の1を、事業のほうに振り分けて計上するというものでございます。

今回の分につきましては、令和3年度から内示いただいたものが、ちょっと口頭で申し訳ないんですけども、省庁分で一旦内示もらったのが、4億2,860万5,000円でございます。既に、この省庁分を6月、9月、12月、それから1月、今回の追加で2,524万1,000円を追加しまして、令和3年度分が、国と一旦締めて、令和3年度で使う分を3億3,977万8,000円、残りが8,882万7,000円、こちらは、既に国のほうと話をしまして、令和4年度に使うと。いわゆる、

本来令和3年度で使うべき内示額なんですけども、今年度ちょっと使えない部分がありますので、令和4年度に使わせていただきたいということで、繰越しの承認の手续に今入っております。なので、今3億3,977万8,000円を使わせていただいて、一応、令和3年度の交付金は、これで終わりということでございます。それで、残りの8,882万7,000円を、令和4年度の6月補正で計上して使っていくということでございます。それで、先ほどおっしゃられるように、内示額としては、一応、一旦国のほうからもらいますので、その額が、最初に言いました4億2,860万5,000円ということになっております。以上でございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。この省庁分っていうのは、いわゆるPCR検査関係の枠というふうに思ったらいいんですかね。いろんな部署の省庁分っていうのがあったりするので、その全体まとめた額じゃなくて、あくまでも、今、2分の1、PCR分の残りの分が、省庁分で充てられるって言われた分の全体枠として、要は、使途は、使い道は、このPCR検査に関わる部分の財源しか使えない省庁分だと思っております。いいんですか。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 河口次長。

○河口正博総務部次長兼行財政改革課長 はい。基本となる省庁分の算定となる基礎が、例えばPCRを、例えば2億円計上しました。2億円のうち1億円は、まず国の補助金から入ります。残りの1億円は、一般財源で一旦充てます。その一般財源で一旦充てた1億円が、後から内示をいただいて、それをほかの様々な事業に充ててもいい、いわゆる単独分の事業に充てるという仕組みですので、ですから、今回の時間外とか、そういったものに省庁分として充てると。今までよく説明させていただいた、単独分というのがあります。単独分というのは、最初から内示額、人口とか事業所に応じて、例えば10億とかっていうのが来ます。これはこれで、当然、鳥取市の様々な事業に充てます。それ以外にプラスして、省庁分というのが、内示をもらったら、それを様々な事業に充てることのできるということでございますので、先ほど言った3億3,000万は、様々な事業に充てております。例えば、先ほどの財産経営課の分も、実はこの省庁分の対象にはなりませんので、今回は充てられませんでしたけども、仮にほかの事業が余れば、この事業に充てることのできるというような形で、様々なものに充ててます。以上でございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。そのほか質疑ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第66号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 67 号鳥取市職員給与条例等の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第 67 号鳥取市職員給与条例等の一部改正についての御説明をお願いいたします。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。そうしましたら、資料5の付議案の説明資料のほうで説明のほうをさせていただきます。ページのほうは 11 ページでございます。議案第 67 号鳥取市職員給与条例等の一部改正についてということでございます。

こちらにつきましては、令和3年度の人事院勧告で、月例給は措置、期末勤勉手当について引下げとなりまして、国は、人事院勧告どおり給与改正を行うこととしております。現在、衆議院のほうで審議中ということでございます。これに伴いまして、本市においても、人事院勧告を踏まえて給与改定を実施するというものでございます。

改正する条例は、その3つでございます。鳥取市職員給与条例、特別職の職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例と、この3つを一括して改正をいたします。

改正の概要でございますが、期末勤勉手当の引下げということで、一般職につきましては、年間支給率を 0.15 月引下げ、現在 4.45 月を 4.3 月に引き下げます。それから、特別職の年間支給率は 0.1 月の引き下げということで、特別職につきましては、3.35 月を 3.25 月に引き下げるというものでございます。その内訳としましては、そこに書いてありますが、6月と12月の支給率を平準化して、0.15 月の引下げにつきましては、それぞれ 0.075 月を引き下げまして、2.225 を 2.15、それから、特別職につきましては 0.1 月の引下げですので、0.05 月を 6月と12月共に引き下げて、1.675 月を 1.625 月に引き下げるものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日からの施行といたします。

それから、3番、その他につきましては、会計年度任用職員の期末手当につきましては、鳥取市職員給与条例のほうを準用しておりますので、会計年度任用職員につきましても、期末手当の年間支給率を 0.15 月の引下げということになります。会計年度は、2.55 月が 2.4 月の給付に引き下げるということになります。説明のほうは以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はございますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。その会計年度の方も引下げになるということなんですけど、鳥取市は、全部短時間勤務扱いになってると私は認識してるんですけど、その短時間勤務扱いの会計年度任用職員の方も引下げになるってことですか。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。短時間というのが、会計年度任用職員、30時間の勤務時間ということで、会計年度任用職員の条例上、この職員の給与条例を準用するというふうになってありますので、会計年度任用職員についても、0.15月を引き下げるといってございませう。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質疑はありますか。はい。質疑を終了いたします。
討論はございませうか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私は、この条例改正に反対です。前は、コロナ禍で、本当に全体が、市全体が本当に大変な中で、もう致し方ないということで賛成はしたんですけども、やっぱりこれだけコロナ禍が長引く中で、本当に保健所はじめ、本当に最前線で職員は頑張ってるわけですよ。衆議院でまだ審議中って言われたし、人勧が出たからって言って、やっぱり私、こういうときに下げるべきではないと思います。特別職や議員は、それは仕方がない、もう下げればいいと思うんだけど、一般職は、やっぱり私は下げるべきではないと思いますので、しかも、その会計年度任用職員の方まで、幾ら給与条例準用してるからといって、ただでさえ短時間勤務で、短い勤務なので、その分給与が低いわけですよ。なのに、その期末手当がやっぱり下がるっていうのは、やっぱりよくないと思います。これは、本当に地域経済に与える影響も、やっぱり私はあると思いますので、今回は、この条例の一部改正については反対です。
以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございませうか。

◆加嶋辰史委員 はい。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 開政、加嶋です。賛成の立場で討論とさせていただきます。世の中の社会情勢に合わせて、人事院勧告が下りてくる予定となっております、それに合わせて改正していくというのが正しい判断と思って、賛成としたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論はございませうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第67号鳥取市職員給与条例等の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 69 号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第 69 号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての説明をお願いいたします。

○植田孝二危機管理課長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、植田課長。

○植田孝二危機管理課長 はい。危機管理課、植田でございます。それでは、議案第 69 号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを御説明いたします。付議案、追加提案分は 9 ページ、委員会資料は、資料 5 の 20～22 ページを御覧ください。

はい。まず、この条例で定められております消防団員等公務災害補償の制度について簡単に御説明しますと、この制度は、消防団員や民間協力者が、消火や水防活動など公務の活動によって、けがや障害を負ったり、または亡くなったりした場合に、御本人や御遺族に損害補償を行うものであります。

損害補償には、治療費等の費用を支給する療養補償など、7 種類の補償がございますが、今回の条例改正の対象となる傷病補償年金や障害補償年金、遺族補償なども、この損害補償の 1 つでございます。

条例改正の経過としましては、令和 2 年 6 月に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布されました。この法改正の内容の 1 つとして、年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う、年金担保貸付事業が廃止されることとなりました。また、この法律の附則により、令和 4 年 4 月 1 日を施行日として、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律も一部改正されました。

もともと、年金を担保に融資を受けることは、公的年金の関係各法により禁止されておりましたが、株式会社日本政策金融公庫と沖縄振興開発金融公庫が行う年金担保貸付事業は、公的な貸付制度として認められていたため、資料 5 の 21 ページ、新旧対照表の右側の改正前に赤字でしておりますが、第 3 条第 2 項ただし書きにあるように、公務災害補償制度による年金を担保に、この 2 つの機関から貸付けを受けることが可能でありました。しかしながら、法的に認められた貸付事業自体がなくなり、また、この条例の上位法ともなる責任共済法からも例外規定が削除されることになったため、本条について、当該規定を削除することにしたものであります。

また、附則の第 2 項、第 3 項によりまして、令和 4 年 3 月 31 日までに貸付けの申込みがあった場合には、また、この条例施行の際に現に貸付けを受けている場合には、従前の例によることとする経過措置を設けておるものであります。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明いただきました。

本案について、委員の皆様から質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。はい。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第69号鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

説明の終了した部署の方は、ここで退席してもらって構いませんので、よろしくお願いいたします。

令和3年陳情第12号母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情（確認）

◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、陳情の不採択理由の確認のほうに入ります。陳情のほうですね、はい。前回の委員会で、不採択となりました令和3年陳情第12号母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情の不採択理由を確認したいと思います。

レジュメに記載されたとおり、不採択理由の案として、1つ、実態についての事実確認が難しく、判断が困難なため。1つ、中国政府の内政問題であり、意見書の提出にはなじまないと考えるための2つの不採択理由を併記すとさせていただきましたが、皆さん、これでよしとさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。それでは、そのように決定いたしました。

定員適正化計画の策定について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 報告事項に入ります。定員適正化計画の策定についての説明をお願いいたします。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷でございます。資料5のページ、23ページ、最後の1枚になりますが、こちらのほうで説明をさせていただきます。定員適正化計画の策定についてというものでございます。

まず、経過としましては、第1次、第2次の定員適正化計画によりまして、合併時の職員数を2割削減すると。その後、鳥取市定員管理方針、これは平成28年度～令和2年度の期間のものを策定したのですが、定員適正化計画の目標職員数を1,258人に、これに、中核市移行に必要な職員数75人を見込んで、1,333人というのを目標数として、適正な定員管理の取組に努めてきたところでございます。

2つ目のポツですが、定員管理方針の計画期間中に、定年引上げに係る法改正が行われなかったというようなことから、計画期間を1年延長しております。これは、昨年の2月議会にも、この委員会で説明をさせていただきました。引き続き、適正な定員管理の取組を推進するため、新たに、令和4年度以降の定員適正化計画を策定するというものでございます。

2番目の定員管理方針期間中の状況ということで、庁舎移転に併せて総合窓口の設置や、保健所と保健センターの一体化等、行政組織のスリム化や事務の効率化を推進しまして、定員管理方針の目標数1,333人に対しまして、下の表にありますが、令和3年4月1日時点の職員数は1,314人、これは中核市の県派遣の職員を含む人数でございます。そこに表がありますが、28年の4月1日が1,254人、これから令和3年の4月1日が1,314人ということで推移をしておるところでございます。

それから、裏面のほうに資料1をつけております。裏の上のほう、上段のほうですが、これが人口と職員数の相関関係ということで、中核市、ほかの中核市との比較ということでございます。X軸のほうが人口で、Y軸のほうが職員数ということで、一応、このグラフでいくと、標準的な位置に鳥取市はあるというように判断をしておるところでございます。

23ページのほうに戻っていただきまして、3番、現状の分析と目標とする職員数の検討というところでございます。総務省の研究会の示す定員モデルを基に、保健所部分には、東部4町対応分を加味しまして、今後の人口推計を参考にして職員数を試算した結果、一般行政職の人数ですが、1,118人というものが出ております。ただ、定員モデルに含まれない教育部門と特別会計部門の職員数については、人口推計等を参考に試算した結果194人と。この1,118人と194人をプラスしまして、1,312人というふうな結果となりました。類似自治体との比較や定員モデルを参考に、本市の状況を分析すると、現時点、令和3年4月1日の1,314人というのは、おおむね適正ではないかというふうに考えております。

2つ目のポツ、職員数の中には、育児休業等を1年以上取得している職員も一定数含まれており、育児休業を取得しやすい環境を整えるためにも、長期の育児休業取得者の代替職員は、正職員を配置することが望ましいのではないかと考えております。

裏の資料2を見ていただきますと、24ページの下段ですが、育児休業取得者数の推移ということで、平成28年～令和3年の推移をここに載せております。大体平均すると、20人ぐらいが育児休業を取得しているということで、実際には仕事には就いていないというか、それもこの定員の中に入っているというような状況でございます。

戻っていただきまして、23ページ、4番でございます。目標とする職員数というところで、令和4年度からの定員適正化計画において目標とする職員数は、類似自治体等の状況、それから総務省の研究会の示す定員モデル、また、年間の育児休業、育児、育休等の取得職員数などを参考にしまして、先ほどの1,312人プラス20人の育休の取得者、これをプラスした1,332人というふうに考えております。

計画期間は、令和4年度～令和8年度までの5年間で、定年延長等を踏まえ、各年度における職員数の目標も設定してまいりたいと考えております。

5番で、今後の取組ということでございます。AIでありますとか、RPAの導入を積極的

に進めまして、そこで生み出された人的な余剰を、今後の新たな行政需要への対応に備えていきたいと考えております。

また、定年延長による年齢構成の推移を踏まえながら、多様な任用形態を活用しつつ、必要な職員数の確保、職員の年齢構成の平準化に努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど資料を見ていただきましたが、職員の育児休業の取得促進を図るため、長期の育児休業取得者の代替職員として、できる限り正職員を配置したいということを考えておりまして、1,332という数字を目標人数としました。説明のほうは以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から御質問はありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。3の説明の中で、教育部門と特別会計部門の職員については、いろいろ試算した結果194人って出てたんですけど、この教育部門っていうのは、教育委員会の一般の事務の行政職の方の人数っていうことで思えばいいですか。どういう人たちですか。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。教育部門というのは、その教育委員会に所属している職員ということでございます。なので、教員とかは外して、1,333人の中には教員とかは入っておりませんので、教育委員会の事務に就いている職員ということになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 要は、正職の数ですよ。教育現場、学校現場では、例えば図書、学校の図書館司書の方とか、いろいろスクールソーシャルワーカーの人とか、いろんな人たちが増えてきてるけれども、決してそれは正職ではなくて、会計年度さんだったりするわけですよ。そういった人たちっていうのは、そもそも総務省のこの定員モデルの中には含まれてない人たちっていうことですか、職種というか、っていうことですか。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。定員モデルの中には、会計年度任用職員であるとか、そういった非常勤の職員というのは含まれておりませんので、正職で何人ぐらい要るかというのを、例えば人口規模でありますとか、面積規模でありますとか、そういったいろんな係数を用いて、モデルを計算するんですけども、その中には、非常勤であるとか、そういったところの人数は含まれてないというところでございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 教員は含まれてないと言われたんですけど、図書館、図書室司書とか、学校現場に必要な人たちって、今既に配置している人たち、鳥取市の予算で配置をしている人たち、その人は、たまたま鳥取市では会計年度任用職員だったりするんですけど、総務省のこの定員モデルの考え方では、例えば、学校におられる図書館司書は、正職で何かカウントされるもん、

そもそもその図書室司書っていうものが入ってないってことですかね。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。定員モデルの中には、そもそも教育部門は外してあるので、後からプラスした格好には、これにはなっておるんですけども、その市によって特性というか、その市の判断で、そういった司書とか、そういったものも正職で雇っておるといふところもあるとは思んですけども、このモデルの中では、それは入ってないということになります。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 結局、総務省の定員モデルっていうのは、一体何なのかって私は思うんですね。総務省の、国のその定員モデルの中に、こういう専門職の人も、正職で定員モデルとしてカウントしますよってなれば、恐らく、多分、鳥取市の定員の枠でも増えるんだと思うんですね。その定員モデルの中に入っていない人たちの分が、何か結局、鳥取、市独自で、それを正規だったり、いろんな形で雇用されてるんだけど、何かそれって、何か、だからお金がないからとか、あんまり人増やせないからとか、何かそんなことになるんじゃないかなと思って、大体、総務省のこの定員モデルっていうのが、ちょっとくせ者じゃないかと思いつつ、ちょっと聞きました。

それで、説明の中で、育児休業の取得者の代替職員は、正規、正職員を配置することが望ましいっていうのは、もうそれは本当にそうだと思いますので、やっぱり20人ぐらいのそういった余裕というか、余裕でもないですね、そういう確保はやっぱり必要だと思いますし、あと、2番の現状書かれてますけど、新年度、新年度の4月1日の状況が分かれば、ちょっと見込みでね、分かれば、今ちょっと教えてください。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。4月1日、この令和4年の4月1日につきましては、現在、人事異動を作成中というところで、内示のところまでは、少しこの数字というのは控えさせていただきたいです。以上です。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 県の派遣職員が年々減ってきてまして、これ、新年度はどういう状況になるか、それも言えませんか。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 職員課、塩谷です。県の職員が年々減っているのは、これは、計画的に市のほうで採用していくので、県に帰っていかれるというようなことで減っていくというところで、人数につきましては、またこれも、人事異動のほうの数字のほうで、ま

たお示ししたいと思っております。以上です。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 人数はあれだけど、令和4年度にはゼロになるっていうことはないっていうことでもいいですか。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。ゼロとなるというのはないです。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 本当に、この定数の枠として1,332人ということなんですけれども、やっぱりこれ以上、本当に中核市になって、こういう感染症が出てきたときに、本当に保健所は大変で、全庁挙げての応援態勢組んで、しかも、その正職員と同じ数ぐらいの会計年度さんとかがいらっしゃる中で、やっぱり私は、全体の枠を本当に増やしてほしいなあとと思います。

そういう中で、5年間はこれを参考に、この数で、それを超えないようにでしょ、超えないようにやっていかれるんでしょうけど、これ以下だったら、これ以下だったらいいっていうことで、やっぱりこれ以下で抑えていくようなことだけはしないでほしいんですよね。便利なものを使ってやっていきましょっていう方針もあるでしょう、AIだとかRPAだとか。そういうことを、どんどん どんどん入れていくことによって、この1,332人から何か離れていくような数字にならないように、ぜひ、それはしていただきたいと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 副委員長、質問を中心にお願いたします。

◆伊藤幾子副委員長 はい、すみません。

◆吉野恭介委員長 そのほか御質問ありますか。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 勘違いだったらいいけれど、4番目の目標とする職員数で1,332人、5年後には1,332人になつとるというふうに判断、解釈していいのかなど。

それと、どういう分野を、どういう部門を増やしていこうとするという考えがあるのか。特に最近、脱炭素とかデジタル化とか、地域福祉の充実だとか、いろいろ大きな課題・テーマがあると思いますが、そこら辺の方針や考えがあつたら聞かせてください。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。5年後に1,332人を目指すのかというところではありますが、計画では1,332というのがありますが、必ずそれに向かってという話ではなくて、事業を見ながら、事務事業を見ながら適正な人数というのは決めていきたいなとは思っております。1,332が上限と言ったらあれですけども、そこを目標にということをございます。

それから、どの部門を増やしていくのかというところでございますが、これも、そのときの情勢といいますか、社会情勢でありますとか、こういったコロナ、こういったことがあれば、その部門に手厚くしないといけないというようなことで、今時点でここを手厚くというようなところはあれなんです、現在の状況であれば、衛生関係であるとか、そういったところを手厚くしていかないといけないのかなとは思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 今の現時点での考えということで、ある程度は読めんかなと思いますが、例えば、この前も代表質問や一般質問で、脱炭素化の先行地域に、今日この申込みをするしないという段階で、やはりどんどんそういう新しいものには、取り組んでいってほしいなと思うんです。だけれども、そのための、そういう職員体制といいますか、執行体制が整っていないと進行しないだろうなと、こう思いますから、だけえ、今のような抽象的な考え方ではなしに、具体的に、毎年度毎年度、やはり方針を出していただきたいなと、こう思います。もうスピードは早いなど、こう思いますので、もし新たな考えがあったら、聞かせてください。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 塩谷次長。

○塩谷範夫総務部次長兼職員課長 はい。職員課、塩谷です。先ほど、秋山委員さんがおっしゃられた脱炭素でありますとか、そういった部分というのは、これから重要になってくる部分かなと思っております。脱炭素は、単純にその1つの部門だけで、多分解決はできないようなことも多くあると思いますので、環境なり経済なり、それから企画なりと、いろんなところが複合的にやっていかないと進んでいかないのかなと思っておりますので、そちらの辺りには、組織も含めて検討していきたいと考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。

◆秋山智博委員 もう、質問ではないけれど。

◆吉野恭介委員長 はい、秋山委員。

◆秋山智博委員 はい。質問ではありませんが、加えて、そのデジタル化の取組についても、他都市では、こう民間人の採用とかも取り入れて、こうどんどん進歩を図っていきとるという実態もありますから、やはり、鳥取市においても取り組んでほしいなと、こう思います。これは意見です。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質問ありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。質問を終了いたします。

それでは、総務企画委員会をこれで終了いたしまして、予算審査特別委員会総務企画分科会を開催いたします。分科会への切替えをお願いいたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切替え 午前10時46分 休憩

総務企画委員会に切替え 午後1時27分 再開

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 皆さん、こんにちは。

（ ） こんにちは。

◆吉野恭介委員長 では、少し時間には早いですけど、みんなそろわれたということで、ただいまから、総務企画委員会を再開いたします。

まず初めに、報告事項、次に、令和4年度当初予算の質疑という流れにしております。令和4年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、総務企画委員会と予算審査特別委員会総務企画分科会の切替えを行います。なお、質疑及び説明、答弁は、簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いをしておきます。

まず、高橋企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○高橋義幸企画推進部長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 高橋企画推進部長。

○高橋義幸企画推進部長 はい。企画推進部長の高橋でございます。午後は企画推進部ということで、どうかよろしく願いいたします。

初めに、総務企画委員会といたしまして、報告を2点、まず、DXの推進計画でございます。これにつきましては、先般御説明させていただきましたので、本日は御意見を頂ければというふうに思います。また、もう一点、FM鳥取の、これはトンネル内での放送が聴けるようにする工事のことですけれども、これ、こちらにつきましては、12月の議会で経過報告を若干させていただきましたが、その後、半導体の供給不足によりまして部材が入らないというふうな事態が発生しておりますので、その状況について御説明をさせていただきたいというふうに思います。

また、来年度の当初予算につきましては、先般御説明をさせていただいておりますので、本日は審査をどうかよろしく願いいたします。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。ありがとうございました。

鳥取市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針（第7版）（素案）について（質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速報告に入ります。鳥取市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針（第7版）（素案）については、前回の委員会で御説明をいただいております。

本件について、委員の皆様から御質問はありますか。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 すみません。1ページなんですけど、その方針の位置づけのところ、またってところで、市町村官民データ活用推進計画としても位置づけるものとしますって

うふうにあります。この市町村官民データ活用推進計画っていうのは、欄外のところを見ると、努力義務だというふうに書かれています。努力義務なのに、なぜ、この官民データ活用推進計画としても位置づけるのかということをお聞かせください。

◆吉野恭介委員長 委員の皆さん、資料は分かりますか。2月25日に配付された資料2の赤い字で右肩に9って、9ページのところの説明です。はい。よろしいですか。はい。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。デジタル化推進室、上田です。御覧いただきますのは、計画書でいいますと、下、一番下のセンターに1ページと書いてありまして、議員が指摘されたのはこのページのことです。2番の方針の位置づけで、官民データ活用推進計画としても位置づけるというところですが、経緯としましては、7版の前の計画になります第6版においても、位置づけさせていただいておりまして、任意の計画ではございますけども、このデータ活用推進計画、中身は、デジタル化を推進しようという計画でございまして、国が、それを都道府県には義務づけるけども、市町村は任意ですよとは整理はされとるんですけども、鳥取市においては積極的に取り組もうということで、このように位置づけさせていただいております。他の市町村は、市レベル、ちょっと見てみますと、積極的にやはり位置づけておられるところが、かなりな数ございますので、前向きに鳥取市も取り組んでいこうというような趣旨でございます。以上です。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 はい、伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。第6版でも位置づけられてたっていうことで、ちょっと私は、そこは見てませんでした。

次、赤い字でいくと、11ページになるんですけども、デジタル関連方針等っていうことで、一番下に、DXアクションプランっていうのがありますよね。これがこう、その期間ごとに、毎年毎年つくられていくということなんですけれども、例えば、令和4年～令和6年のこのアクションプランっていうものは、いつ示されるものなのか、毎年度、例えば4月なら4月とかね、あるいは、前の年の年度末なら年度末とか、いつ示されるものなのかお聞かせください。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 デジタル化推進室、上田でございます。

御意見頂きました年度末を予定しております。毎年度予算編成も踏まえまして、議会の議決を経た後に、新、次年度の計画をつくっていくというようなサイクルを考えております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 じゃあ、年度末にできたものは、ホームページ等で公開されるものなんですか。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。デジタル化推進室、上田です。毎年度ホームページで公開して、市民の皆さんに御確認いただく、御覧いただくというふうに計画しております。

◆伊藤幾子副委員長 はい。ありがとうございます。はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。分かりました。

次、ちょっと飛びますけど、赤い字でいくと30ページですけど、この推進の方針については、いろいろ方針の柱があって、方針5の情報システムの最適化っていうところなんですけれども、これ読んでると、20業務っていうふうになってるんですけど、いつの頃か、私は17業務だというふうに思ってたんですけど、いつの間にやら3つ増えたんですね。この3つ増えたんはいつなのか教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。副委員長がおっしゃられるとおりで、以前、標準化については17業務というもので進めておりました。これが、時点といたしますと、ちょっと具体的な日程については、また後でお答えさせていただきたいと思いますが、大体の時期でいきますと、この秋に、戸籍とか付票の辺りの業務が追加されまして、そこから20業務という形の表現には変わってきたものでございます。以上です。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この資料で、一応基幹業務と内部業務っていうふうに表があるんですけど、初め17業務だったのが、20になって、今後も、国のほうが、この業務をこう増やしていくという可能性は考えられるのかどうかは分かりますか。その対象になる業務がまだまだあって、まだまだあって、言えば、国が増やしますよと言ったら、増えていくものなのかどうかというのは分かりますか。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。現段階では、まだ具体的にどの業務がというものは見えておりませんが、そもそものこの標準化の趣旨が、共通業務を、できる限り同じような業務のシステムは共通的に使って行って、コストとかそういったものを抑えていきたいと思いますという考え方がございますので、その趣旨に当たるものについては、今後も検討が進められるものじゃないかなとは思っております。ただ、現段階で、いつ、いつの時点でやるという話は、全くまだ聞いておりませんので、現段階では、そういう状況でございます。以上です。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 今ここに書かれてる20業務なんですけど、これ、大方自治事務なのかなと思って、法定受託事務と自治事務に大きく分けられるって言われて、この20のうちに、その法定受託事務っていうのがありますか。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。私どもの認識では、ここに出ておりますのは、法定受託事務が中心のものだというふうに認識しております、ちょっとその辺りは少し調べさせていただきたいと思っておりますので、少しお待ちください。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 何でそれを聞いたかっていいますと、その法定受託事務じゃなければ自治事務だっていうことで、その自治事務でいくと、地方自治法に、ちゃんとその自治事務は、国は地方公共団体が地域の特性に応じて、当該事務を処理することができるよう、特に配慮しなければならないというふうなうたわれているので、ずっとかねがねこの最適化と言われる標準化、標準化については、やっぱり問題があるなというふうに思っている、それで聞かせていただいたんですね。だから、この20業務やめなさいとか、この表を書くのはやめなさいとか、そんなこと言ったって通用するわけがないので、これはこのままでいかれるんですけど、やっぱり考え方として、地方自治法に照らしたときに、この標準化っていうのは、一体どうなのかなっていうのがね、やっぱり疑問に思うわけですよ。

この計画の中に、そうはいっても、そうはいってもっていうか、独自の、独自の方法で対応できるようにみたいなことが書かれてありますけれども、やっぱり自治体がね、自治体がそういう気持ちがあったとしても、本当にそれができるのかどうかっていうことも疑問だし、ここにちゃんとそうやって書かれてる以上は、本当に住民の立場に立ってプラスアルファの部分、自治体独自で対応できることは、やっぱりしっかりとやっていくことが大事なんだろうなと思います。

それから、ちょっともう一つ、分からなかったのが、34ページ、データの利活用のところなんですけれども、基本的に、いろいろどんどんこのデータを利活用していくという方向なんだなとは思ったんですけど、そのね、非識別加工っていうのがありますよね。そのことが、匿名加工情報制度っていうものが、今鳥取県ではされてるんですけどね、そういうふうな条例つくって。都道府県と政令市は、もうそれが義務化になってるけれども、その匿名加工情報制度っていうのは、ほかの自治体は任意にされてるんですよ。そのことが触れられてないんですけど、触れられてないんですけど、この鳥取市が、そういう匿名加工情報制度を導入するかどうかっていうのは、この方針では全く触れられてないというふうに、暗黙に何か入れられてたら嫌だなと思って、それはどうですか。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 はい、上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。デジタル化推進室、上田でございます。匿名加工情報の御意見を頂きまして、何かこの現状と課題とかに、何かそういう意味があって入れてないとかではなくて、今書かせていただいているのは、ちょっと現在の市の状況っていいですか、そこまでは深い意味があって書いているという状況ではないというところだけ説明させていただきたいと思っております。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 じゃあ、私の理解としては、匿名加工情報制度をもうやっていこうとかっていう立場が、今は明確になってるわけではないということですか。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい、委員長。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 デジタル化推進室、上田です。現在は、まだ研究中というところでございます。

◆伊藤幾子副委員長 はい。最後。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。最後です。一番最後の第5章っていう40ページのところなんですけど、その推進体制っていうのは、①がデジタル化推進本部でしょ、②がデジタル化推進委員会でしょ、③がDX推進部会なんですよね。ここの位置づけがよく分からなくて、他都市で言えば、何か図式で説明されてたりするんですよね。これでいくと、どこが本当に、多分①なんだろうなとは思いますが、この関係性が、矢印の向く方向だとか、それがよく分かんないので、ここをもうちょっと分かりやすく、どこが何をやって、どういう流れでこう話をしていくのかとか、何かそれをもっと分かりやすく書いてもらえないでしょうかと思いましたが。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 委員長。

◆吉野恭介委員長 上田室長。

○上田貴洋政策企画課地方創生・デジタル化推進室長 はい。デジタル化推進室、上田でございます。御意見頂きましたとおり、①、②、③の順、上から順に、そういう意思決定機関の重みづけの順番になっておりますけども、今頂きましたように、ちょっともう少し分かるように図で表現できないかというふうに、ちょっと考えてみたいと思います。

◆伊藤幾子副委員長 はい。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 はい。便利なものは、やっぱり取り入れていけばいいと思いますし、それが住民のためになるんだったら、本当に取り入れていけばいいとは思いますが、それがね、どんどんこのDXが進められることによって、逆に、本当に職員が減っていったりとか、住民にとって本当にサービスが悪くなったりとか、そういうことになるっていうのは絶対いけないと思うので、引き続き、そういう立場でチェックはしていきたいと思いますので、やっぱりチェックしていく上で、体制をはっきりと分かるようにしていただけたらと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑はありますか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。前回のときにお伺いしていたことについて、お答え願ってもいいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 加嶋委員、念のために、もう一度内容をお伝えいただけないですか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい、加嶋です。情報化の推進とともに、サイバーセキュリティー等も必要と

なってくるが、どういった予算規模になっていくだろうか、大まかに説明をというところでした。お願いします。

○山根寿彦情報政策課長 はい。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。サイバーセキュリティ対策の今後の見込みということで御質問いただきました。それで、サイバー対策は、実は、現段階でもそうですし、これから先の見通しでもそうなんです、日々、日進月歩でいろんな犯罪が新たに生まれてきているという状況もございまして、そういった中で、我々自治体の情報化を担うセクションとしましては、やはり、そういったものに適切に対応していくということが必要かと思っております。ですので、その時代時代に合わせた対応は必要と思いますが、それに対する予算規模であるとか、ちょっとそういったものは、現段階でちょっと見込みは立てれておりません。ただ、今の情勢からいきますと、やはり、ちょっと右肩上がりというか、そういったセキュリティ対策費用というのは上がっていく見通しではないのかというふうにならんとどこでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。お答えをいただきました。情報化で匿名化するかしないかの前提に、全ての情報が押さえられてしまうと、行政も止まってしまう可能性がありますし、何より市民は落ち着いて暮らせないと。移住定住を推進して、住みよい鳥取市っての言うのに、情報セキュリティが弱かったら、そもそもそんなところには住んでみたいと思わないということにもなってくるかもしれません。

今後、研究されていくとこだと思いますけど、鳥取市議会、令和2年の9月定例会で、国に出した議員提出の意見書でしたかね、地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書の中でも、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討することだとか、令和3年度から4年度に、全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティ対策について、導入時と同様の財政措置を講ずることというようなことを、これは、衆議院だとか内閣総理大臣、国会に提出したものだだと思います。そういった議会のほうの意見書の意見も踏まえつつ進められていくだろうと思いますので、今回の第7版のDX推進方針を、今後も応援していきたいなと思うところであります。以上、意見とさせていただきます。

◆吉野恭介委員長 はい。そのほか質問、意見ありますか。よろしいですか。はい。じゃあ、質問ということを通して意見ということで、執行部のほうに伝えさせていただいたということにさせていただきます。

先回、全員協議会に諮ってはどうかというような意見も、実は御意見も頂いておりまして、この総務企画委員会での今の意見を執行部に伝えさせてもらって、全員協議会まではしないということを委員の皆様にお諮りしたいと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員 ちょっといいですか。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 その件で、ちょっと一言だけ申し上げたいと思います。前回の委員会で、私も全協に提示をすべきではないかという一言言ったです。ところが、私もちょっと勘違いしとったなっているのは、その6版が出されて7版という、4年～7年までという姿が、2年～6年までの前回のその6版が出されたときの11次総に年度を合わせるということで、4年～7年までということで、新たに提出されたということだったと思うんですね。それで、私、これ自体が、初めて出されたものだというような感覚でおったもんですんでね、だから、前の委員会で議論を、説明されて議論がなされたことだという認識が、私なかったんです。それで6版と、実際に言えば、このたび出された7版、4年～7年までと、内容がどこが違つとる、新たにこういうことを付け加えた、そういうところだけの説明だけしてもらつたら、また私も理解できとったんだけど、新たなものだということで、こういう大事なもんだつたら、全ての議員に説明すべきじゃないかというようなことで、私も前回委員会でちょっと言わせてもらって、ああ、ちょっとこれは方向が違った意見話しとるなど、後からちょっと反省したもんですんで、だから、私は、今委員長が言われたように、この委員会の中での検討ということでもいいということで、私は思いました。

◆吉野恭介委員長 はい。じゃあ全員が賛同いただいたということで、理解させていただきます。

F M鳥取トンネル再送信事業における令和3年度事業の取り扱いについて（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 次に移ります。F M鳥取トンネル再送信事業における令和3年度事業の取扱いについての説明をお願いいたします。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。資料のほう、配付させていただいております資料に基づいて、ちょっと御説明をさせていただきたいと思います。F M鳥取トンネル再送信事業における令和3年度事業の取扱いについての御報告でございます。

本事業は、先ほど部長のほうからも冒頭説明ありましたが、コミュニティF MでありますF M鳥取のほうで、トンネル内で聴けないということを解消するために、主要道路の鳥取西道路などにおきまして、トンネルの中に設備を設けて、災害情報、それと新型コロナウイルス関連情報を含めた市からの情報をお知らせできるような措置を取るものでございます。

この事業につきましては、先般の12月議会で、まず1つには、姫鳥線についてはちょっと先送りさせていただくということと、それと、あと一部部材の調達、納期が課題になっておるということを御説明させていただいたところでございます。この件につきましては、現在の状況でございますが、つい先週、工事を契約しております事業者のほうからの報告がございまして、やはり世界的な半導体不足のため、導入機器の一部が、やはり調達が年度内に間に合わなかったというような報告をいただいたところでございます。

具体的な内容につきましては、下の表にございますが、まず、事業が完了、年度内に完了できる部分というのが①の部分でございまして、これは、まずは実施設計という、が行うという

ことと、あと、一部機械、機器の購入、要は調達をするということでございます。この一部機器といいますのは、出力、4つあるFMの電波を1つにまとめる混合器というものがあるんですけども、そういった部材については調達が間に合いましたので、そこまでの購入を今終わらせているところでございます。

②の部分が、実際の半導体不足の影響を受けた部分でございます。こちらの機器、残りの機材、こちらのほうの機材は、電波を、ラジオ電波を受信する機械と、あと、それをトンネル内に流すための機械というところで、主要な部材になりますけれども、こちらのほうの機械の購入と、あと、その設置工事というものができない状況になっております。

それぞれの費用の割合については、表のほうを御覧ください。現在、このような状況を受けまして、執行部のほうとして考えておりますのが、今後の対応ですけれども、まずは、今年度実施困難となった事業につきましては、契約変更を行いまして、対応可能な部分の契約に限定をさせていただこうと思っております。その際、残額は未執行という形になってまいります。ただし、この財源につきましては、新型コロナ交付金のほうを充てておりますけれども、こちらにつきましては、他の事業に振替という格好でさせていただくような形を取っておりますので、返還とかそういったものを伴うものではございません。はい。

今後ですけれども、この事業も遅滞なく進めていきたいという思いございまして、今後6月補正なり、それ以降の議会におきまして、予算化のほうをちょっと検討させていただいて、事業の継続を進めていきたいというふうに考えているところでございます。簡単ですが、説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 はい。御説明をいただきました。

本件について、委員の皆様から御質問等はございますか。

◆星見健蔵委員 ちょっと1点だけ。

◆吉野恭介委員長 はい、星見委員。

◆星見健蔵委員 それこそ施工できんということで、それが部品の調達等々ですね、それで、その先送りになることによって、価格の引上げという、原料価格が非常に上がってるわけですね。それで、ロシア、ウクライナのこういった戦争の状況等もありますし、これがコロナの感染拡大によって、非常に輸送費等々の値上がりと、それから、原料自体がもう大幅に、もう金属類っていうのは、ほとんどもうニッケルにしても高騰しておるような状況で、先送りされることによって、工事費等々の価格が、費用ですね、こういったものは、現段階のその工事費の見積りと、それと、延ばすことによって、どの程度上がるのかというようなことも検討しておく必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺のところはどうでしょうか。

○山根寿彦情報政策課長 委員長。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課、山根でございます。委員さんのほうからございました原材料の高騰の具合ですけれども、現在事業者のほうに聞いている段階での状況ではございますが、今のところ影響はないようには聞いております。ただ、もう少しその調達の時期がずれたりとか、そういったことが起きた場合には、そういったこともあり得るかと思っております。

で、その辺はしっかりとちょっと情報収集して向かっていきたいというふうに思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。はい。そのほか。

◆石田憲太郎委員 じゃあ、ちょっと。

◆吉野恭介委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 はい。すみません、ちょっと1点だけ。このトンネルですけども、気高の第1・第2トンネル、400メートル切って三百数十メートルのトンネル、これは、特に何もしなくても電波が十分届くので、ここには、整備は必要ないということの理解でいいですかね。

◆吉野恭介委員長 山根課長。

○山根寿彦情報政策課長 はい。情報政策課の山根でございます。該当のトンネルというか、現在の設備という言い方をしたほうがいいのかも分かりませんが、国土交通省のほうで、FMの電波が届きにくいのでということで整備されているのが、この該当の丸がついとる区間でございますので、今議員のほうからおっしゃられたトンネルについては、電波が通るという認識ではないかというふうに考えております。以上です。

◆吉野恭介委員長 はい。よろしいですか。はい。そのほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 はい。なしとさせていただきます。では、これで総務企画委員会を終了します。予算審査特別委員会総務企画分科会に切り替えますので、切替えをお願いいたします。

予算審査特別委員会総務企画分科会に切換え 午後1時57分 閉会

令和4年2月定例会

総務企画委員会・予算審査特別委員会総務企画分科会

日時：令和4年3月8日（火）

10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

《総務企画委員会》

◎議案【先議分以外：質疑・討論・採決】

- 議案第40号 鳥取市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第41号 鳥取市特別会計条例の一部改正について
- 議案第42号 鳥取市税条例の一部改正について
- 議案第48号 鳥取市住宅新築資金等貸付条例の廃止について
- 議案第51号 鳥取市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第55号 包括外部監査契約の締結について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- 議案第66号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第16号）【所管に属する部分】
- 議案第67号 鳥取市職員給与条例等の一部改正について
- 議案第69号 鳥取市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

◎陳情【確認】

<陳情（新規）>

令和3年陳情第12号 母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する意見書の提出を求める陳情

《不採択理由（案）》・実態についての事実確認が難しく、判断が困難なため
・中国政府の内政問題であり、意見書の提出にはなじまないと考え
ため

◎報告

- ・定員適正化計画の策定について（職員課）

↓続きます↓

-----《予算審査特別委員会総務企画分科会》-----

◎議案【予算審査分：質疑】

- 議案第 5 号 令和 4 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】
- 議案第 10 号 令和 4 年度鳥取市土地取得費特別会計予算
- 議案第 13 号 令和 4 年度鳥取市財産区管理事業費特別会計予算

企画推進部

-----《総務企画委員会》-----

◎報告

- ・鳥取市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針（第7版）（素案）について（政策企画課）
- ・FM鳥取トンネル再送信事業における令和3年度事業の取り扱いについて（情報政策課）

-----《予算審査特別委員会総務企画分科会》-----

◎議案【予算審査分：質疑】

- 議案第 5 号 令和 4 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

-----《総務企画委員会》-----

監査委員・**選挙管理委員会**・**出納室**・**市議会**

-----《予算審査特別委員会総務企画分科会》-----

◎議案【予算審査分：質疑】

- 議案第 5 号 令和 4 年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】